

富山市上下水道局請負工事等入札参加者資格審査委員会審議要領

第1 趣旨

この要領は、富山市上下水道局が発注する水道管工事の競争入札に参加する者の資格審査及び格付について必要な事項を定める。

第2 資格審査の対象

富山市上下水道局請負工事等入札参加者資格審査委員会及び富山市上下水道局請負工事等指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）が資格審査の対象とする業者は、申請の公示において定めた期間内に受け付けた建設工事の請負に係る業者とする。

第3 審議事項

- 1 入札参加資格審査申請書の客観的事項の審査に関する事。
- 2 入札参加資格審査申請書の主観的事項の審査に関する事。
- 3 入札参加資格者名簿への登載の可否の審査に関する事。
- 4 入札参加資格者の等級格付の審査に関する事。
- 5 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する営業所の実態の調査に関する事。
- 6 建設工事及び建設コンサルタント業務等の提案競技実施に係る審査に関する事。
- 7 その他資格審査について必要と認める事項の審査に関する事。

第4 資格審査の方法

富山市上下水道局建設工事競争入札参加資格者選定要綱（平成25年富山市上下水道局告示第17号。以下「選定要綱」という。）第4条の規定による審査は、申請書（申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）及びその添付書類（申請書に添付すべき電磁的記録を含む。）に基づいて、管業種に第5に掲げるところにより算定する客観的事項に対する付与点数（以下「客観点数」という。）及び主観的事項に対する付与点数（以下「主観点数」という。）を合計したもの（以下「総合点数」という。）により行う。

第5 資格審査事項の点数の算定

- 1 客観点数は、法第27条の23及び同法第27条の29に規定する経営事項審査の

総合評定値（入札参加資格の有効期間の開始日の前日から起算して1年7月以内の期間に含まれる営業年度の終了日における事実に基づき許可行政庁から通知がなされたもの（該当するものが2以上あるときは、有効期間の開始日の前日の属する月の前月の末日に最も近い日のものとする。））による。

2 主観点数は、次の各号の評価による点数を合計したものとする。

(1) 市工事成績

平成18年度及び同年度から起算して2の倍数の年度を経過したごとの年度（以下「定期受付年度」という。）（ただし、選定要綱第4条に規定する随時受付（以下「随時受付」という。）にあつては、その申請によって得られる入札参加資格について、有効期間の満了日が同一となる定期受付年度。次号、第4号及び第5号において同じ。）の前4年度における富山市上下水道局発注の水道管工事の成績の平均値をもとに、別表1（別表A）による。

(2) 市工事経歴

定期受付年度の前4年度における富山市上下水道局発注の水道管工事完成高をもとに、別表1（別表B）による。

(3) 技術職員数

法第27条の23第1項の規定による経営事項審査における業種別の総合評定値の算出の基礎となった技術職員数及び別に定める技術者数をもとに、別表1（別表C）による。

(4) 信用状況

定期受付年度の前2年度において、ア、イ又はウのいずれかに該当する事実があった場合は、次のとおりとする。

ア 書面若しくは口頭による警告又は注意及び指名停止

富山市上下水道局競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく書面若しくは口頭による警告又は注意及び指名停止の措置を受けた状況をもとに、別表1（別表D）による。なお、当該期間内にこれらの措置を2回以上受けた場合は、減点点数を加算する。

イ 入札参加制限

富山市上下水道局工事成績評定点による入札参加の制限等に関する要領に基づく入札参加制限を受けた状況をもとに、別表1（別表D）による。なお、当該期間内にこれらの措置を2回以上受けた場合は、減点点数を加算する。

ウ 指示又は営業の停止

建設業法に基づく指示又は営業の停止を受けた状況をもとに、別表1（別表D）による。

(5) 社会的貢献の状況

定期受付年度及び前年度における除雪協力の状況、定期受付年度における災害協力及び障害者雇用の状況、申請日において、富山市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成20年富山市消防局訓令第3号）第2条第2号に定める消防団協力事業所の認定を受けた事業所の登録の状況、富山市が平成20年度から二酸化炭素排出削減策の一環として実施したチーム富山市推進事業（以下「チーム富山市」という。）に、チーム富山市のメンバーとして登録した事業者の登録の状況、ボランティア活動の状況、定期受付年度の前2年度における保護観察対象者等の雇用状況、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第4項の規定による届出の状況、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第7項の規定による届出の状況、本市のSDGsサポーター登録の状況並びに除雪オペレーターの育成の状況をもとに、別表1（別表E）による。

(6) 緊急漏水修繕出動の状況

定期受付年度の前2年度において、緊急漏水修繕（口径150mm以上）の出動状況をもとに、別表1（別表F）による。

第6 等級格付の方法

- 1 等級格付は、総合点数に基づき、別表2に定めるところにより行う。
- 2 等級格付を行う場合においては、主観的事項等を考慮して上位又は下位の級に格付できる。

第7 合併等により新たに設立された会社等の資格審査の特例

- 1 合併等により新たに設立された会社等の資格審査は第4から第6の規定の他、第3項の規定に基づいて行う。
- 2 前項の合併等により新たに設立された会社等とは、次の(1)から(5)までに掲げる会社等をいう。
 - (1) 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（以下「合併新設会社」という。）又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社（以下「合併存続会社」という。）

- (2) 親会社はその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
 - (3) 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社（以下「承継譲渡会社」という。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社（以下「承継譲受会社」という。）
 - (4) 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者（以下「譲渡業者」という。）の当該営業部門の活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者（以下「譲受業者」という。）
 - (5) 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割（以下「分割」という。）を行った会社（以下「分割会社」という。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社（分割承継会社）
- 3 前項に掲げる会社等の市工事成績、市工事経歴、技術職員数、信用状況、社会的貢献の状況及び緊急漏水修繕出動の状況の数値の算出方法は、次の(1)及び(2)に定めるところによる。
- (1) 合併新設会社又は合併存続会社にあつては、市工事成績、市工事経歴、技術職員数、信用状況、社会的貢献の状況及び緊急漏水修繕出動の状況はそれぞれ合併前の合併当事会社を一つの会社とみなして算出する。
 - (2) 子会社、承継譲受会社、譲受業者又は分割承継会社にあつては、親会社、承継譲渡会社、譲渡業者又は分割会社からの譲り受け又は分割に係る営業部門に属する工事の市工事成績、市工事経歴、技術職員数、信用状況、社会的貢献の状況及び緊急漏水修繕出動の状況は、ないものとみなして算出する。
ただし、営業（建設業）の全部を譲り受け又は分割により承継した場合等、資格審査等の取扱いにおいて合併と同等とみなし得る場合にあつては、親会社と子会社、承継譲渡会社と承継譲受会社、譲渡業者と譲受業者、分割会社と分割承継会社を一つの会社とみなして算出する。
- 4 前項の規定は、同項の規定による特例の適用を希望する旨の申出をしたものについて適用する。

第8 入札参加資格者及び等級格付の決定

- 1 委員会は、入札参加資格者及び等級格付の決定にあたっては、委員の過半数以上の同意による。
- 2 委員会は、案件を審議し、決定した場合は、その旨上下水道事業管理者に答申する。
- 3 案件は、委員会の答申を上下水道事業管理者が承認したとき決定する。

第9 委員会に提出する案件等

- 1 建設工事入札参加資格審査一覧（案）
- 2 業者名簿（案）
- 3 等級格付基準表（案）
- 4 その他

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正は、平成28年度の定期受付における資格審査から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年11月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第5条第2項第5号の規定及び別表1（別表E）については、定期受付にあっては平成28年度の申請から、随時受付にあっては平成29年度の申請から適用とする。

（経過措置）

- 3 平成28年度の定期受付における第5条第2項第5号及び別表1（別表E）の規定の適用については、これらの規定中「前2年度」とあるのは「前2年度の初日から申請日までの間」とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。